

「福島県作業療法士会定款」

1

一般社団法人福島県作業療法士会 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県作業療法士会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県郡山市西ノ内2丁目5番20号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、福島県民の保健・医療・福祉の充実及び向上に寄与するため、作業療法士が学術研鑽、技能の向上に努め、リハビリテーションの普及発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 作業療法士の生涯教育に関する育成、研修事業。
- (2) 作業療法の普及に関する事業
- (3) 作業療法対象者及びそれに関わる保健、医療、福祉関係者を支援するための事業。
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、電子公告とする。[\(http://fukushima-ot.jp/\)](http://fukushima-ot.jp/)
ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報により行う。

(機関の設置)

第6条 この法人は、この法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く

第二章 会 員

(種 別)

第7条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって社員とする。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許（以下「免許」という）を有し、かつ福島県内に勤務あるいは在住する者で、この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人

(正会員及び賛助会員の入会)

第8条 正会員は、社団法人日本作業療法士協会に入会し、かつこの法人に入会の手続きを経て入会となる。

- 2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第9条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。
- 3 会費を2年以上滞納した者は、3年目の最終督促に応じて3年分の会費を納めた場合には、会員として継続できる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当する場合は会員資格を消失する。

- (1) 当該会員が死亡したとき（法人にあっては解散したとき）
 - (2) 第7条第1号に規定する免許を失ったとき
- 2
- (3) 会費の納入が3年以上なされなかったとき

(任意退会)

第11条 会員は、退会届を会長に届け出ることにより、退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において出席構成員の4分の3以上の同意によって、これを除名することができる。

- (1) この定款その他この法人の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を棄損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
 - (3) 会費の最終督促に応じず、退会届を会長に提出しないとき。
- 2 前項各号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う社員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 13 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第三章 役員等

(役員の種類及び選任等)

第 14 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長（代表理事） 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 3名以上15名以内（会長・副会長を含む）
- (4) 監事 2名

(理事および監事の資格)

第 15 条 この法人の理事及び監事は、社員総会の決議によってこの法人の社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(選任等)

第 16 条 この法人に代表理事1名を置き、理事会の決議によって選任する。

- 2 代表理事を会長と称する。
- 3 副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下とする。

第 17 条 会長は、この法人を代表し、会務を総轄する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 理事は、理事会を構成し、定款及び社員総会の議決に基づき、この法人の会務を執行する。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、この法人の事業及び会計に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) この法人の会計の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 会計の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求することができる。

2 監事は、監査報告書を作成する。

3 監事は、この法人の業務及び会計の状況を調査し、社員総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事及び監事の任期)

第 19 条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事及び監事は、第 14 条の定める定数に欠けた時は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第 20 条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において3分の2以上の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(理事及び監事の報酬等)

第 21 条 理事及び監事の報酬は、社員総会の決議によって定める。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第 22 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、正会員以外の者から会長が理事会の議決を経て委嘱する。相談役は、正会員の中から会長が理事会の議決を経て任命する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて、会長及び理事会に意見を述べるものとする。
- 4 顧問及び相談役の任期は、委嘱又は任命した会長の在任期間中とする。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。
- 6 顧問及び相談役には費用を弁償することができる。

(事務局)

第 23 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には事務職員若干名を置くことができる。事務局長及び重要な事務職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

第四章 会 議

(種 別)

第 24 条 この法人の会議は、社員総会及び理事会とし、社員総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 25 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 26 条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 各事業年度の決算報告
- (4) 定款の変更

- (5) 解散
 - (6) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項
 - (7) その他この法人の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、次の事項を議決する。
- (1) 社員総会に付議すべき事項
 - (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) この法人の会務の執行に必要とされる委員会の設置及び委員会の運営に必要な事項
 - (4) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第 27 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総会員（正会員総数）の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったときに開催する。
 - 3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったときに開催する。

(招集)

- 第 28 条 会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 2 項又は第 3 項に基づく請求があったときは、30 日以内に会議を招集しなければならない。
 - 3 社員総会又は理事会を招集するには、社員総会にあっては正会員に対し、理事会にあっては理事と監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

- 第 29 条 社員総会の議長は、その法人において、出席正会員の中から選出する。
- 2 理事会の議長は、会長若しくは副会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第 30 条 社員総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席（委任状も含む）をもって成立する。これがなければ開会することができない。

- 2 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席（委任状も含む）をもって成立する。これがなければ開会することができない。

（議決）

第31条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の決議をもって決する。

- 2 理事会の決議は、出席理事の過半数の決議をもって決する。

（議決権の代理・書面による行使）

第32条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の理事を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該理事又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

（議事録）

第33条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名押印または記名押印して社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第五章 資産及び計算

（資産の構成）

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

（資産の管理）

第35条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の議決によ

り定める。

(経費の支弁)

第 36 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成しなければならない。その後、理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録として作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告し承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第 40 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

第六章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会において正会員総数の半数以上、かつ正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決を経なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 42 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由による他、社員総会において正会員

の議決権の3分の2以上の多数決を経て解散することが出来る。

- 2 当法人が清算する場合において存する残余財産は、社員総会において正会員の議決権の3分の2以上の多数決を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第七章 附則

(委任)

第43条 この定款の定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第44条 この法人の設立初年度の事業年度は、法人設立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第45条 この法人の設立時理事は次のとおりとする。

設立時代表 理事 岡本宏二

設立時理事 木村隆行

設立時理事 長谷川敬一

設立時監事 福田晋也

設立時監事 渡辺忠義

(設立時社員の氏名または名称、住所)

第46条 設立時社員の氏名または名称、住所は次のとおりとする。

設立時社員 1住所

氏名 岡本宏二

2住所

氏名 木村隆行

3住所

氏名 長谷川敬一

4住所

氏名 福田晋也

5住所

氏名 渡辺忠義

(法令の準拠)

第 47 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令によるものとする。